制度紹介

”秋田暮らし“はじめの一歩



“秋田暮らし”
はじめの一歩
秋田県移住・定住総合ポータルサイト

Web site

LINE

Instagram

X

Facebook

移住支援金

東京圏＊から秋田県内へ移住し、一定の要件を満たした方に対して、移住支援金を支給します。

＊東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

助成額

家族で移住 **100**万円 ／ 単身で移住 **60**万円

（１８歳未満の子ども一人あたり１００万円を加算）

対象者 以下の要件を全てを満たす方

- ☑ 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上 (直前の 1 年間は連続)、東京 23 区内に在住または東京圏 (※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県) から 23 区内に通勤していた方
- ☑ 次の①～⑤のいずれかに該当する方
  - ①「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載の移住支援金対象求人の掲載日以降に応募し、正規雇用された方
  - ② 国のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業により就職した方
  - ③「起業支援事業費補助金 (地域課題解決枠)」の交付決定を受けた方
  - ④ 本人の意思により移住し、それまでの業務を引き続きテレワークで実施する方
  - ⑤ 移住前に、移住先の市町村から関係人口として認められている方
- ☑ 秋田県へ移住されてから 1 年以内の方
- ☑ 移住先の市町村に 5 年以上居住する意思を持つ方

申請受付期間 移住後 (3 か月以上) 1 年以内 ※市町村によって異なります

備　考 市町村で定めた要綱により、独自の要件がある場合や扱いが異なる場合があるため、必ず**移住前**に転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください



詳細はこちら▶

お問い合わせ先

この支援金の問い合わせ先は市町村となります。
必ず移住前に市町村に問い合わせてください。



市町村名	担当課	電話番号
秋田市	人口減少・移住定住対策課	018-888-5487
能代市	移住定住推進課	0185-74-6767
横手市	横手の未来ともにつくる課	0182-35-2266
大館市	交流推進課	0186-43-7149
男鹿市	企画政策課	0185-24-9122
湯沢市	まちづくり協働課	0183-56-8386
鹿角市	政策企画課	0186-30-0208
由利本荘市	移住支援課	0184-24-6247
潟上市	商工観光振興課	018-853-5350
大仙市	移住定住促進課	0187-63-1111
北秋田市	産業政策課	0186-62-8002
にかほ市	商工政策課	0184-43-7600
仙北市	まちづくり課	0187-43-3315
小坂町	総務課	0186-29-3907
上小阿仁村	総務課	0186-77-2221
藤里町	総務課	0185-79-2111
三種町	企画政策課	0185-85-4817
八峰町	企画政策課	0185-76-4603
五城目町	まちづくり課	018-852-5361
八郎潟町	産業課	018-875-5803
井川町	総務課	018-874-4411
大潟村	総務企画課	0185-45-2111
美郷町	商工観光交流課	0187-84-4909
羽後町	みらい産業交流課	0183-62-2111
東成瀬村	企画課	0182-47-3402

はじめての秋田暮らし応援事業

移住定住登録をして、秋田県内へ移住した方に、１０万円を助成します！

助成額	１世帯につき **10万円**

※助成申請は、１世帯につき１回までです。



対象者

移住定住登録した上で、令和６年３月１日から令和７年２月２８日までに秋田県内へ移住し、**(公財) 秋田県ふるさと定住機構 (TEL. 018-826-1731) へ移住完了報告**し受理された方。

申請受付期間

令和６年４月１日から令和７年３月１０日まで（必着）

（ただし、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。）

※ 申請書様式は、移住完了報告をされた方へ、順次ご送付します。90 日以内にご申請ください。

提出書類

（1） 補助金等交付申請書
（2） 債権者口座情報 報告様式（振込先口座の通帳の写し等口座情報を確認できるものを添付）
（3） 移住された方及び移住された方の世帯全員が記載されている、県外からの異動が確認できる発行の日から３か月以内の住民票謄本（※）
（4） 請求書

※ 本県出身者（U ターン）は、県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して３年を超えて 居住された方が対象となりますので、確認書類を求める場合があります。
※ 移住後に秋田県内で転居している場合や移住定住登録時から名字の変更があった場合は、確認書類として、転居前に取得した住民票や戸籍附票等をご提出ください。

連絡先

秋田県あきた未来創造部　移住・定住促進課 移住促進チーム

相談時間　８時３０分～17時15分、土日祝休
場　所　〒010-8570　秋田市山王4-1-1　県庁本庁舎５階
連 絡 先　☎018-860-1234　Email : iju@pref.akita.lg.jp

移住定住登録と事業の詳細確認は、
秋田県移住ポータルサイトからお願いします。
令和６年度はじめての秋田暮らし応援事業

起業支援補助金

秋田県内で新たに起業しようとする方を応援します！

	若者起業家応援枠	地域課題解決枠※
対象者	若者（４０歳未満）で 県内で起業を目指す方	県内で地域課題を解決する 事業計画により起業を目指す方
補助率 補助額	1/2以内 **100万円以内** 【Aターン・移住者の場合】 1/2以内 **150万円以内**	1/2以内 **400万円以内**
対象経費	設備費・機械器具費・構築物費などの事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費	

※一定の要件を満たした移住者が「地域課題解決枠」に申請し、採択・交付決定された場合、最大１００万円の移住支援制度の支給対象になる可能性があります。

お問い合わせ 申請窓口

この補助金の問い合わせ先は 起業する地域の商工会議所・商工会です

詳細はこちら▶

商工会名	住所	電話番号
大館商工会議所	〒017-0044 秋田県大館市御成町 2-8-14	0186-43-3111
能代商工会議所	〒016-0831 秋田県能代市元町 11-7	0185-52-6341
秋田商工会議所	〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町 1-47	018-866-6677
大曲商工会議所	〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町 1-13	0187-62-1262
横手商工会議所	〒013-0021 秋田県横手市大町 7-18	0182-32-1170
湯沢商工会議所	〒012-0826 秋田県湯沢市柳町 1-1-13	0183-73-6111
（商工会総合窓口） 秋田県商工会連合会	〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町 1-47	018-863-8493



秋田県内の起業支援情報は「A-STA」からもチェックできます。
秋田で起業

奨学金返還助成制度

二種類の奨学金返還助成制度で働く若者を応援します！

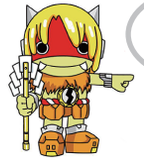
【NEW】 あきた企業連携型奨学金返還助成制度

秋田県では、若者の県内定着・回帰を進めるため、新たに、企業等と連携した奨学金返還助成制度を創設しました。秋田県内に就職した大卒者等を企業等と連携して**最大１２０万円**支援します。

助成額

最大 120 万円 助成

（上限 20 万円 × 6 年間）



募集人数制限なし

最大6年間 120万

業種問わず（公務員を除く）

対象者 登録企業等に就職した大卒者等が対象（正規のみ）

備　考 募集人数に制限なし
各種要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

詳細はこちら▲

【現行制度】 秋田県奨学金返還助成制度



助成額

最大 60 万円 助成

（上限 20 万円 × 3 年間）

対象者 県内企業等に就職した方を広く対象（正規・非正規問わず）

備　考 募集人数に制限なし

詳細はこちら▲

申請受付期間 令和６年４月１日から令和７年２月２０日（消印有効）まで

連絡先 秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム
TEL. ０１８-８６０-３７５１

秋田県住宅リフォーム推進事業

秋田県では、移住世帯の居住環境整備を支援しています。
住宅のリフォームや増改築をお考えの方は、ぜひご活用ください。

詳細はこちら▶

	定着回帰型 実家に戻る方や住宅を相続した方など、主に移住先の住居の見通しが立っている方を支援します。	中古住宅購入型 新たに中古住宅を購入し、リフォームや増改築をする移住者を支援します。
対象者	次の全てを満たす方 ● 移住・定住世帯が居住する住宅のリフォームなど工事を行う方 ● 移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、祖父母、子もしくは孫	次の全てを満たす移住者又はその配偶者 ● 中古住宅を購入し、令和5年10月1日以降に所有権を取得した方 ● 購入した住宅を持ち家としてリフォームなどをする方
対象住宅	一戸建て（共同住宅可）	一戸建て（築後10年経過した空き家）
対象工事	50万円以上のリフォーム・増改築工事	50万円以上のリフォーム・増改築工事
	補助対象額の20% 最大40万円を補助	補助対象額の30% 最大60万円を補助
	さらに！ リモートワーク環境整備費用の 相当額、最大20万円を補助	

※県内に本店を有する建設業事業者と工事請負契約を締結する工事が対象となります。
※令和6年4月1日以降に完了し、令和7年3月14日まで完了実績報告ができる工事が対象となります。

移住者のマイホーム取得を応援します！

［フラット35］地域連携型

地方公共団体と住宅金融支援機構の連携により、一定の要件のもと、5年間0.25%～0.5%の金利引き下げが受けられます。 詳細はこちら▶

お問い合わせ先

鹿角地域振興局建築課（鹿角市、小坂町）	０１８６-２３-２３１１
北秋田地域振興局建築課（大館市、北秋田市、上小阿仁村）	０１８６-６３-２５３１
山本地域振興局建築課（能代市、八峰町、藤里町、三種町）	０１８５-５２-６１０３
秋田地域振興局建築課（秋田市、男鹿市、潟上市、井川町、大潟村、五城目町、八郎潟町）	０１８-８６０-３４９１
由利地域振興局建築課（由利本荘市、にかほ市）	０１８４-２７-１７７７
仙北地域振興局建築課（大仙市、仙北市、美郷町）	０１８７-６３-３１２４
平鹿地域振興局建築課（横手市）	０１８２-３２-６２０６
雄勝地域振興局建築課（湯沢市、羽後町、東成瀬村）	０１８３-７３-６１６６

リモートワーク移住に対する支援①

リモートワークによる移住支援で最大３年間、合計２２０万円を支給します！

リモートワーク支援金

助成額	１年度目最大 **100** 万円 ／ ２・３年度目最大 **60** 万円（社員１世帯あたり）
助成率	１／２（家賃および賃貸契約諸費は１／４）
対象経費	［移住１年度目のみ］ ⇒ 通信環境整備費（インターネット回線工事費、ＰＣやプリンターなどの周辺機器の購入経費など）、家賃および賃貸契約諸費 ［移住１～３年度目まで］⇒ 通信費（インターネット回線利用料、プロバイダ料など）、本社などとの交通費、レンタルオフィス利用料など

対象者

(1) 令和６年３月１日から令和６年１２月３１日までに**リモートワーク移住し移住完了登録された方**で、①②のいずれかに該当する方

① パートナー企業認定された企業の社員など
② ①以外に所属する企業からリモートワーク移住が認められている社員など

(2) 令和５年度に１年目と２年目の申請をした方

申請受付期間
〔1 年度目〕 令和６年４月１日から令和７年１月３１日まで
〔2・3 年度目〕 令和６年４月１日から令和７年１月３１日まで

補助対象期間 実施要領をご確認ください

備　考
- 個人と企業で必要な手続きが異なります。
- 精算払いとなります。
- 移住前に移住定住登録 (P.11) と事前相談を行う必要があります。
- 「移住支援金」(P.2) や「はじめての秋田暮らし応援事業」(P.4) との併用可能です。

～ リモートワーク支援金支給までの流れ ～

個人で手続きする場合	企業担当者が手続きする場合
事前相談・移住定住登録	事前相談・移住定住登録
	パートナー企業認定の申請
	パートナー企業認定
リモートワーク移住実施	リモートワーク移住実施
リモートワーク支援金の申請	
支援金支給！	

利用者の声

Interview

東京大学 特別研究員
高橋　今日子（たかはし きょうこ）**さん**

秋田の豊かな自然と確かな学力を育成する教育環境に惹かれ、子どもと共に 2022 年に五城目町に移住しました。



職場である東京大学には、交通費の補助のおかげで上京する回数を増やすことができ助かっています。

また、オフィス利用料の補助も利用し、五城目町地域活性化支援センター（BABAME　BASE）にて落ち着いた研究環境を整えることができ、自宅で作業をするよりも快適に仕事ができています。また、同施設の入居者の皆さんや来訪者の方々と交流することにより研究ネットワークも広がり、首都圏に住んでいた時よりも仕事の生産性が向上しています。

支援金の申請についても、窓口担当の方々が丁寧に教えて下さり手続きがスムーズに進み、大変感謝しています。多くの方に秋田でのリモートワークと支援金制度の利用をおすすめしたいです。

リモートワーク移住に対する支援②

リモートワーク移住体験をされた企業に最大８０万円を支援します！

（企業向け）リモートワーク移住体験支援金

助成額	最大 **80** 万円
助成率	4／5
対象経費	旅費、宿泊費、レンタルオフィス利用料など
対象者	秋田県外に本店などを置く企業
申請受付期間	令和６年４月１日から１２月２７日まで
備考	■ 事前に県によるパートナー企業認定 (※) が必要 ■ 体験後の精算払いとなります



(※) パートナー企業認定

県の取り組みについて社員への周知や社員の移住体験を実施する企業を「**パートナー企業**」として認定している。
認定には申請が必要。

～ リモートワーク移住体験支援金支給までの流れ ～

事前相談 → パートナー企業認定の申請 → パートナー企業認定 → 移住体験支援金の申請 → 移住体験の実施 → 実績報告書提出 → **支援金支給**

連絡先

秋田県あきた未来創造部　移住・定住促進課 移住促進チーム

相談時間　８時３０分～17時15分、土日祝休
場　所　〒010-8570　秋田市山王4-1-1　県庁本庁舎５階
連絡先　☎018-860-1234　Email：iju@pref.akita.lg.jp

Remotework in Akita
リモートワークで秋田暮らし

詳細はこちら▼

秋田への移住をお考えのあなたをサポート

秋田県移住定住登録をしよう！



秋田県移住定住登録とは？

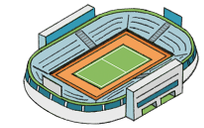
秋田県に県外から移住を希望する方が対象の登録制度です。
ご登録いただくと、秋田暮らしの実現に向けて継続したサポートが受けられます。

1. お一人おひとりのニーズに合わせて、市町村や関係機関と連携しサポートします。
2. 各種支援情報や、相談会等のイベント情報をお届けします。
3. 移住後、はじめてのあきた暮らし応援補助金（各種要件あり）、様々な施設で利用できるパスポートやプロスポーツチームの観戦チケットのプレゼントなど、各種サービスを受けることができます。
4. 移住後の暮らしに関する相談にも対応します。

※ 既に秋田県内（移住済）にお住まいの方は登録できません。

はじめてのあきた暮らし応援補助金
移住定住登録をして県内へ移住した方へ10万円助成！　※ 各種要件あり (P.4)

リモートワーク支援金
移住定住登録をして県内へリモートワーク移住した方へ通信費等を助成！　※ 各種要件あり (P.8)



ウェルカムパスポート
秋田県内27か所のスポーツ施設や美術館、博物館などでさまざまな特典が受けられる「ウェルカムパスポート」をプレゼント！どんどん活用して秋田ライフをお得に満喫しよう。

移住得区プレゼント
秋田のプロスポーツチームの無料招待券※などをプレゼント！「スポーツ立県あきた」を体感しよう。　※ シーズン中に限る

秋田ノーザンブレッツ	ブラウブリッツ秋田	秋田ノーザンハピネッツ	アランマーレ秋田
2024シーズン ホームゲーム 無料招待	2024シーズン ホームゲーム 観戦チケット引換券	2024-25シーズン ホームゲーム無料招待券	2024-25シーズン ホームゲーム無料招待券
一般社団法人秋田ノーザンブレッツラグビーフットボールクラブ	株式会社ブラウブリッツ秋田	秋田ノーザンハピネッツ株式会社	株式会社プレステージ・インターナショナルアランマーレ事業部
☎018-863-0665	☎018-874-9777	☎018-835-5582	☎018-888-9497
http://www.northern-bullets.com/	https://blaublitz.jp/	https://northern-happinets.com/	https://www.aranmare.jp/basketball/

登録はこちらから

“秋田暮らし” はじめの一歩
秋田県移住・定住総合ポータルサイト

※ 各相談窓口でも登録可能です。